

令和7年2月28日

市 政 記 者 各 位

福岡市福祉局介護保険課

高額介護サービス費の算定誤りについて

介護保険では、介護サービス費の1か月あたりの自己負担額の合計が所得区分に応じた一定の上限額を超えた場合、その超えた額を「高額介護サービス費」として支給しています。

この高額介護サービス費について、算定を誤っていた事例があることが判明しました。

対象となる皆様にお詫びし、追加支給を行うとともに、再発防止に取り組んでまいります。

1 経緯

令和7年1月に、高額介護サービス費の所得区分に用いる課税所得に疑義のある事例を見つけ、介護保険システムの設定等を調査した結果、制度改正に伴うシステム改修における課税所得の計算式に誤りがあり、損失の繰越控除のある方の一部について、新たに高額介護サービス費を支給する必要があることが判明したものです。

2 追加支給額等

(1) 対象期間

令和4年11月から令和6年11月までのサービス利用分

(2) 追加支給者数及び支給額

12人、計1,713,719円

3 今後の対応

早急にシステム改修を行うとともに、現在お詫びと手続き等の説明を進めており、順次、対象となる方に追加支給を行ってまいります。

4 再発防止策

制度改正等によるシステム改修を行う際は、改修内容に誤りがないかの確認を徹底するとともに、チェック体制の確保に努めてまいります。

【問い合わせ先】

福祉局介護保険課 平川 TEL 092-711-4227